

【別紙】

『畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準』に基づく報告・公表資料

1. 基金の基本的事項（令和3年度）

基金の名称	畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金
法人名	一般社団法人畜産生産者団体協議会
基金額（機構補助金等相当額）	2,694百万円（2,694百万円）（令和3年4月1日現在）
基金事業の概要及び目標	負債の償還が困難な大家畜及び養豚経営に対して借入金の一括借換えに要する資金を融通する融資機関に対し、利子補給等を実施し、経営の改善と国内畜産基盤の維持・発展に資する。
基金事業を終了する時期	利子補給金の交付が終了する令和18年度に畜産経営維持緊急支援資金融通事業を終了予定。基金は令和19年3月までに廃止の予定。
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱及び同実施要領に基づき申請を受け付け、審査等を行う。

2. 見直し結果（令和3年度）

項目	講ずる措置		
実施した見直しの概要	基準に適合するよう事業を実施		
基金事業実施時期	貸付は平成22年度まで（利子補給は令和18年度まで）		
収入・支出等 （令和2年度実績）	① 期首残高	2,939百万円	
	② 収入	運用収入	2百万円
		返還金収入	0百万円
		合計	2百万円
	③ 支出	利子補給金	190百万円
		保証円滑化交付金	47百万円
		管理費等	6百万円
		運用益返還	5百万円
基金返還		0百万円	
	合計	247百万円	
④ 期末残高（①+②-③）	2,694百万円		

<p>交付決定等実績 (令和2年度実績)</p>	<p>交付決定件数 利子補給事業 748件、保証円滑化事業 11件 交付決定額 利子補給事業 190百万円、保証円滑化事業 47百万円</p>							
<p>基金の保有割合</p>	<p>算出した保有割合は1.2あった。算出に用いた方式及び数値については以下のとおりである。</p> <p>(算出に用いた方式) 保有割合 = (直近年度末基金残高 - 機構への返還額) ÷ (事業完了までに必要な利子補給額必要額 + 円滑化交付金必要額 + 管理費必要額) = (2,694百万円 - 2百万円) ÷ (1,093百万円 + 1,007百万円 + 96百万円)</p> <p>(算出に用いた数値) 令和2年度末基金残高: 2,694百万円 機構への返還額: 令和2年度運用収入2百万円 令和3~18年度に必要となる利子補給額: 1,093百万円 令和3~18年度に必要となる円滑化交付金: 1,007百万円 令和3~18年度に必要となる管理費: 96百万円</p>							
<p>基金の保有割合の算出</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="555 952 1198 1016"> <p>使用見込みの低い基金等の該当の有無</p> </td> <td data-bbox="1198 952 1407 1016" style="text-align: center;"> <p>有</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 1016 1407 1093"> <p>基準6(1)の①に該当</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 1093 1407 1527"> <p>(使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) 基金事業は令和18年度まで続くことから、基金の効率的な運用を図るために運用を行い、その運用収入を返還する。(令和2年度運用収入は2百万円) なお、当該運用収入を差し引いた令和2年度末基金保有額(2,692百万円)及び事業終了までの執行見込み額(2,197百万円)から、差額の495百万円は使用見込みの低い基金と判断。 このため、2年度運用収入(2百万円)と使用見込みの低い基金の額(495百万円)の合計額497百万円を返還予定。</p> </td> </tr> </table>		<p>使用見込みの低い基金等の該当の有無</p>	<p>有</p>	<p>基準6(1)の①に該当</p>		<p>(使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) 基金事業は令和18年度まで続くことから、基金の効率的な運用を図るために運用を行い、その運用収入を返還する。(令和2年度運用収入は2百万円) なお、当該運用収入を差し引いた令和2年度末基金保有額(2,692百万円)及び事業終了までの執行見込み額(2,197百万円)から、差額の495百万円は使用見込みの低い基金と判断。 このため、2年度運用収入(2百万円)と使用見込みの低い基金の額(495百万円)の合計額497百万円を返還予定。</p>	
<p>使用見込みの低い基金等の該当の有無</p>	<p>有</p>							
<p>基準6(1)の①に該当</p>								
<p>(使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) 基金事業は令和18年度まで続くことから、基金の効率的な運用を図るために運用を行い、その運用収入を返還する。(令和2年度運用収入は2百万円) なお、当該運用収入を差し引いた令和2年度末基金保有額(2,692百万円)及び事業終了までの執行見込み額(2,197百万円)から、差額の495百万円は使用見込みの低い基金と判断。 このため、2年度運用収入(2百万円)と使用見込みの低い基金の額(495百万円)の合計額497百万円を返還予定。</p>								